

避難行動要支援者への避難支援等について



帯広市では、「おびひろ避難支援プラン」に基づき、支援が行える家族との同居などがなく、障害のある方など災害時に1人で避難することが困難な方々（避難行動要支援者）について、避難に関する計画（個別計画）の作成など、災害時の避難支援に向けた取り組みを行っています。

避難行動要支援者はどんな人が対象？

在宅の方で、以下の要件に該当する方を「避難行動要支援者」として定め、避難行動要支援者名簿に掲載します。

- 要介護認定3以上の認定を受けている方
- 視覚・聴覚障害1級、2級の方
- 上肢・下肢・体幹機能障害1級 又は 呼吸器機能障害1級の方
- 療育手帳Aを所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- 指定難病患者のうち、以下に該当する方
在宅人工呼吸器使用患者、酸素濃縮器使用患者、訪問支援対象疾患患者
ただし、訪問支援対象疾患患者については、以下のいずれかに該当する方
 - ・ADL（日常生活動作）全介助または一部介助を必要とし、
本人・家族共に災害認知・避難行動が困難な方
 - ・ADL自立または一部介助の方中、独居または、
1日の大半を1人で過ごす方（避難時に配慮が必要な方）
- その他市長が避難支援の必要を認めた方

名簿に掲載されるとどうなる？

避難支援等関係者（警察、消防、民生委員、社会福祉協議会、町内会、個別計画作成協議会、福祉専門職など）に名簿を提供するほか、個別計画の作成を推進します。

名簿の提供、個別計画の作成にあたっては、要支援者本人からの同意が必要です。名簿に掲載された方に対し、同意確認を行います。

【同意確認の流れ】 ※令和7年度に順次実施予定

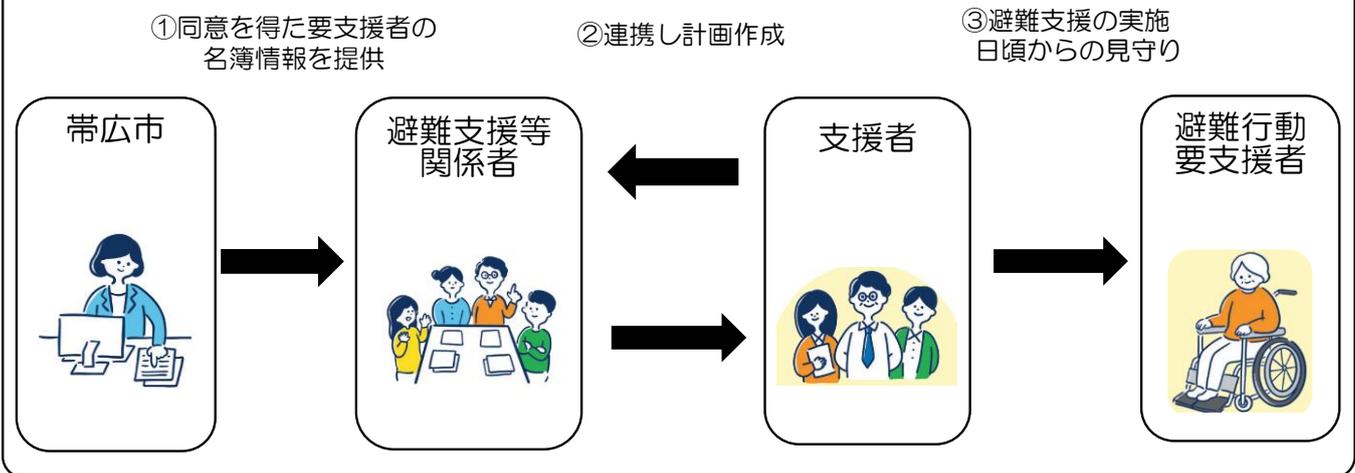


※不同意の場合、同意確認ができない場合は名簿の提供・計画の作成は行いません。

個別計画作成の流れは？

避難支援等関係者の協力のもと、計画作成に同意された要支援者の個別計画を作成します。なお、個別計画は「家族による避難支援が困難で、第三者の支援が必要な方」が作成対象となります。必要に応じ、世帯状況等を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【計画作成の流れ】



個別計画が作成されたら？

災害時には、作成した個別計画に基づき、支援者から以下のような支援を受けることができます。※避難支援の実施が保証されるものではありません。

支援の内容

- 避難指示などの情報伝達（声かけ）
 - 避難支援（避難の手助け）
 - 避難誘導
 - 安否確認
- など

※必ずご確認ください※

災害時における避難支援の実施は、支援者の任意の協力によるものであり、法的な義務・責任が伴うものではありません。

また、個別計画が作成された場合でも、支援者からの支援が必ず受けられることを保障するものではありません。

個別計画は災害への備えの1つです。一人ひとりの災害への備えが重要となります。各ご家庭においても、必要な備えをしていただきますようお願いいたします。

避難行動要支援者・個別避難計画についてのお問い合わせは

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市役所危機対策室危機対策課危機対策係 電話／65-4103